

君津市家庭的保育事業等設置認可審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、家庭的保育事業等について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号。以下「条例」という。）その他関係法令に定めるもののほか、法第34条の15第2項の規定に基づき君津市長が家庭的保育事業等を認可する際に必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

第2 家庭的保育事業等を行う事業所の設置位置等

- 1 家庭的保育事業等を行う事業所（以下「事業所」という。）については、その位置及び定員が君津市子ども・子育て支援計画（以下「支援計画」という。）に適合し、必要性が認められるものであること。
- 2 事業所の位置は、通所事業を行う場所として安全性、利便性があり、周辺住民への説明も十分になされていること。
- 3 家庭的保育事業等の定員は、その位置する地域の就学前児童数、保育所入所待機児童数、事業計画における量の見込みから確保数を除いた需給バランス並びに既存の教育・保育施設及び地域型保育事業の配置状況を考慮して設定されていること。

また、条例及び本審査基準に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守の上、施設運営上の目安として年齢別の定員が設定されていること。

第3 施設名称

- 1 事業所の名称は、市内及び隣接する市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に同一の名称がないこと。
- 2 市内の認可外保育施設に同一の名称がないこと。
- 3 市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に保護者等が混乱するような紛らわしい名称の施設がないこと。

第4 社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請について

社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請に係る審査基準については、次のとおりとす

る。

1 法第34条の15第3項第1号の「必要な経済的基礎を有する」とは、次に掲げるものをいうこと。

(1) 当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(2) 家庭的保育事業所等の年間事業費（公定価格計算書で算定した額）の12分の2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金その他安全性があり、かつ、換金性の高い形態により保有していること。

(3) 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業所等を設置する場合は、次に掲げる基準を満たすこと。
ただし、アに掲げる基準については、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けて設置する場合には適用しないものとする。

ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 安定的に賃借料を支払い得る財源（1年間の賃借料に相当する額）が確保されていること。

エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 法第34条の15第3項第3号の「実務を担当する幹部職員」とは、管理者（施設長）、事務長その他これらに準ずるものをいうこと。

3 法第34条の15第3項第3号の「社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次のいずれかに該当する必要がある。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。

(1) 保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(2) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員

を含むこと。

4 法第34条の15第3項第4号にあげられた基準に該当しないこと。

5 上記に掲げる基準のほか、次に掲げる基準を満たすことが可能であると認められること。

(1) 条例に定める基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第50条により準用された同条例第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）並びに「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号。以下「平成26年12月12日通知」という。）別紙1の借入金明細書及び平成26年12月12日通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市が必要と認める書類

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、平成26年12月12日通知別紙1の借入金明細書、平成26年12月12日通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

第5 社会福祉法人又は学校法人による認可申請について

社会福祉法人又は学校法人による認可申請に係る審査基準については、次のとおりとする。

1 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

2 社会福祉法人については、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要とされていることから、当該事業を行うすべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。従って、国又は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている場合及び3に掲げる場合を除き、当該事業を行うすべての施設について、基本財産

として定款に明記されている必要があること。

- 3 社会福祉法人が営む小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）については、
「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成26年12月12日
雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号）に基づき、「不動産の貸与を受けて保育所
を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号）第1
の1及び2に準じた取扱いとすること。この場合において、当該小規模保育事業を行う不動産に
ついては、2の基準にかかわらず、基本財産として定款に明記する必要はないこと。なお、具体
的な基準は次のとおりとすること。

- （1）既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、
第3号又は第4号に掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所又は小規模保
育事業を営む事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就
労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下「既設法
人」という。）が小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を営む場合

ア 当該小規模保育事業の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者
から貸与を受けていても差し支えないこと。

イ 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、
かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのよ
うに、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権
の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

（ア）建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

（イ）貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事
業者等の信用力の高い主体である場合

ウ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

エ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

オ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

- （2）既設法人以外の社会福祉法人が小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）
を営む場合

ア 緊急に特定地域型保育に係る事業所の整備が求められている地域について、施設用地の
貸与を受けて設置することが認められること。

イ 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれ

を登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

ウ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること

エ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

オ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

- 4 社会福祉法人が営む小規模保育事業（利用定員が10人未満であるものに限る。）については、社会福祉法に規定する社会福祉事業として位置づけられないことから、「第4 社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請について」の1の（3）の取扱いとすること。

第6 保育所等との連携について

保育所等との連携に係る審査基準については、次のとおりとする。

- 1 条例第6条に規定する連携施設（複数園を可とする）は、本市内に所在する施設とし、かつ保育に対する支援・連携を行える距離（通常の交通手段でおおむね30分程度）に位置すること。
また、連携協力を行う内容、費用その他必要な事項を明示した契約書、協定書その他の書面による合意によるものとする。
- 2 条例第6条第1号に規定する利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会は、次に掲げるものとする。
 - （1）毎月1回程度の交流（合同保育）の機会を設けること。
 - （2）前号の交流は、当該連携施設内での交流及び通常保育内に限るものではなく、運動会、遠足、発表会等の行事を含むものであること。
- 3 条例第6条第1号に規定する保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援は、次に掲げるものとする。
 - （1）園庭を利用させること。
 - （2）家庭的保育事業者等からの保育に関する相談に対応し、助言すること。
 - （3）必要に応じて、身体測定の際、機材、場所の提供又は合同実施の機会を設けること。
 - （4）必要に応じて、連携施設の嘱託医により、家庭的保育事業者等の嘱託医を確保すること。
- 4 条例第6条第2号に規定する保育を提供することができない場合は、同号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭的保育事業所等の保育従事者の急病、冠婚葬祭又は研修受講
 - (2) 利用乳幼児の急病、事故発生時等の対応支援
- 5 条例第6条第3号の規定の取扱いは、次に掲げるものとする。
- (1) 優先的に入所できる枠は、家庭的保育事業所等の卒園児及び連携施設における継続利用児の人数が年度ごとに変動することを踏まえて、双方協議のうえ定めること。
 - (2) 年度ごとの優先入所枠は、連携施設の次年度向け入園申込みの手続きに配慮した時期に確定させることに努めること。
- 6 次に掲げる連携協力については、必須とすること。
- (1) 集団保育を体験させるための機会の設定（上記2関係）
 - (2) 園庭利用の機会の設定（上記3（1）関係）
 - (3) 家庭的保育事業者等の保育相談への対応、助言（上記3（2）関係）
 - (4) 代替保育の提供（条例第6条第2号関係）
 - (5) 利用乳幼児が満3歳に達した際の継続的な教育又は保育の提供（条例第6条第3号関係）
- 7 連携協力の実施に際して事故が発生した場合及び契約・協定等に定める義務を履行しないため発生した損害について、家庭的保育事業者等と連携施設との間における危険負担、損害賠償の負担方法について定めること。
- 8 連携協力の実施に際して事故が発生した場合に備え、家庭的保育事業者等及び連携施設双方の利用乳幼児の損害を補償対象とする保険に加入すること。
- 9 条例附則第4項に規定する「連携施設の確保が著しく困難」とは、家庭的保育事業者等が連携施設の確保に向けた協議・交渉等の回数、頻度及び内容等を総合的に勘案して判断するものとする。なお、当該規定により経過措置の適用を受ける場合については、次の点に留意すること。
- (1) 連携施設確保に向けた協議結果報告書を提出する必要があること。
 - (2) 経過措置は、例外的に適用される特例措置であることを十分理解し、適用期間中であつても、連携施設の確保に向けた協議・交渉等を継続する必要があること。
 - (3) 経過措置の適用期間は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から10年を経過する日（以下「経過措置満了日」という。）までの間であることに留意すること。従って、経過措置満了日において連携施設を確保していない場合にあつては、法第58条第2項の規定に基づき、認可を取り消すこととなること。

第7 建物の構造及び設備について

建物の構造及び設備に係る審査基準については、次のとおりとする。

1 建物の構造及び設備に関する基準は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、条例第7条に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保に万全を期すること。また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、条例第7条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。なお、家庭的保育事業所等内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、薬品による防火処理を講じるよう努めること。
- (2) 保育室等を複数階に亘り設ける場合の基準については、その家庭的保育事業所等の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。
- (3) 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮すること。

2 1に掲げるもののほか、保育室等を2階以上に設ける場合については、次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 耐火建築物、準耐火建築物について（条例第28条第7号ア、第32条、第33条7号、第43条第8号ア、第48条）

保育所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によるものは認められないこと。

- (2) 設置しなければならない常用又は避難用階段の施設又は設備について（条例第28条第7号イ、第32条、第33条7号、第43条第8号イ、第48条）

ア 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

イ アの避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、合わせて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。

ウ イの特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。

この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。

(ア) バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

(イ) 付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料とすること。

(ウ) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

エ 待避上有効なバルコニーは、次の要件を満たす構造とする必要があること。

(ア) バルコニーの床は準耐火構造とすること。

(イ) バルコニーは十分に外気に開放すること。

(ウ) バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

(エ) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

(オ) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

オ 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に条例第7条第1項に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。

カ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。

キ 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。

ク 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意すること。

(3) 転落防止設備について(条例第28条第7号カ、第32条、第33条7号、第43条第8号カ、第48条) 保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降りに乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意すること。

3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) 設置しなければならない常用又は避難用の施設又は設備について(条例第28条第7号イ、第32条、第33条7号、第43条第8号イ、第48条)

ア 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

イ アの常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、2の(2)イ及びウと同様であること。

ウ 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

(2) (1)に掲げる施設及び設備の位置について(条例第28条第7号ウ、第32条、第33条7号、第43条第8号ウ、第48条)

ア 階段については、避難上有効な位置に設置する必要がある、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段付近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意すること。

イ 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下とすること。この場合において、距離は直線距離でなく、歩行距離

とすること。また、その測定は、保育室等の最も遠い部分から行うこと。

ウ 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

(3) 調理設備を有する部分とその他の部分の区画について(条例第28条第7号エ、第32条、第33条7号、第43条第8号エ、第48条)

ア 類焼又は家庭的保育事業所等内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、家庭的保育事業所等の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、条例第7条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。なお、家庭的保育事業所等の調理室以外の部分を当該建物の家庭的保育事業所等以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

イ スプリンクラー設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第13号)に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。

ウ アの自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。なお、自動消火装置の構造については、調理用器具の種類に応じ、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成5年12月10日消防予第331号)に基づくものとし、その設置に当たっては君津市消防本部の指示に従うこと。また、外部への延焼防止措置として、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けること。

エ 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。

オ 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。

カ 暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。

(4) 仕上を不燃材料でしていることについて(条例第28条第7号オ、第32条、第33条

7号、第43条第8号オ、第48条)

家庭的保育事業所等の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でなければならないこと。

- (5) 転落防止設備について(条例第28条第7号カ、第32条、第33条7号、第43条第8号カ、第48条)

2の(3)と同様であること。

- (6) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備について(条例第28条第7号キ、第32条、第33条7号、第43条第8号キ、第48条)

ア 非常警報器具又は非常警報設備は、家庭的保育事業所等内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。

イ 消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りること。

- (7) 可燃性設備の防災処理について(条例第28条第7号ク、第32条、第33条7号、第43条第8号ク、第48条)

家庭的保育事業所等内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、薬品による防災処理を施すこと。

4 保育室等を4階以上の階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

- (1) 設置しなければならない常用又は避難用の施設又は設備について(条例第28条第7号イ、第32条、第33条7号、第43条第8号イ、第48条)

ア 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

イ アの常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

ウ アの避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造

とする必要があること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

エ ウの特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、２の（２）のウの各要件を満たすものであること。

オ ウの排煙設備は、建築基準法施行令第１２３条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限定されること。建築基準法施行令第１２３条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和４４年５月１日建設省告示第１７２８号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができると認められるもの」とは、建築基準法施行令第１２９条の２の規定により国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第１２９条の２の２の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

カ 屋外階段については、建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造としなければならないこと。

キ 屋外傾斜路については、３の（１）のウと同様であること。

（２）その他の基準について（条例第２８条第７号ウからクまで、第３２条、第３３条７号、第４３条第８号ウからクまで、第４８条）

３の（２）から（７）までと同様であること。

５ 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上を利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、条例第２８条第５号、第３２条、第３３条５号、第４３条第６号及び第４８条に基づく最低基準の規定によるほか、次の基準を満たすよう努めること。

（１）保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

（２）屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。ただし、構造その他の理由によりこれら

の施設を設けることが困難な場合は、代替措置を検討すること。

(3) 防災上の観点から次の点に留意すること。

ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

イ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。

オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。

カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

6 その他

(1) 人工地盤及び立体的遊歩道が、家庭的保育事業所等を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあっては、最低基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 既存の建物を改修して床面積が200㎡を超える家庭的保育事業所等を設けようとする場合にあっては、法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届け出が必要であること。

(3) 同一建物内で他の事業を複合的に行う場合は、家庭的保育事業所等と明確に区分けすること。共用可能な設備は次の設備のみとすること。また、共有する場合は、安全性や衛生面で問題がないこと。

ア 玄関

イ ホール（廊下を含む）

(4) 1か所以上施設内に手洗い設備を設けること。また、幼児専用トイレ及び職員用トイレを敷地内に設置し、トイレ付属の手洗い設備を設けるよう努めること。

(5) 送迎のための駐停車する場所が確保されていること。

(6) 障がい児の受入れが行えるよう配慮した施設に努めること。

第8 保育室等の面積について

保育室等の面積に係る審査基準については、次のとおりとする。

- 1 家庭的保育事業等（保育所型事業所内保育事業を除く。）を行う場合の居室面積基準は、次に掲げるとおりとすること。

（1）認可申請を行う場合における面積基準の取扱い

当該家庭的保育事業所等における利用乳幼児の年齢別定員により、0歳児及び1歳児は「乳児室又はほふく室」を、2歳児は「保育室」を確保すること。なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、安全の確保に十分留意した運営とすること。

（2）指導監督を行う場合における面積基準の取扱い

設置後に指導監督を行う場合においては、指導監督を行う時点において、当該家庭的保育事業所等で保育する利用乳幼児の年齢により必要となる面積が確保されるよう、指導監督を行うことに留意すること。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う場合の居室面積基準は、次に掲げるとおりとすること。

（1）趣旨

0歳児及び1歳児の居室面積基準については、子どもの発達段階に応じて乳児室又はほふく室を設けることを求める趣旨であること。具体的には、年齢によらず、子どもが自らの意思で動き回る前の発達段階においては乳児室の1人当たり1.65㎡という基準が、子どもが自らの意思でほふくにより動き回ることができる発達段階に至った時点でほふく室の1人当たり3.3㎡という基準が、それぞれ適用となること。

（2）認可申請を行う場合における面積基準の取扱い

当該家庭的保育事業所等における0歳児及び1歳児の定員のうち、ほふくをしない子どもと、ほふくをする子ども（立ち歩きを始めた子どもを含む。以下同じ。）の内訳（見込み）に基づき、ほふくをしない子どもに対しては乳児室を、ほふくをする子どもに対してはほふく室を確保すること。乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡、ほふくをする子ども1人につき3.3㎡の面積を確保すること。この場合、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、安全の確保に十分留意した運営とすること。ほふくをしない子どもとほふくをする子どもの内訳（見込み）については、下記の事項に留意すること。

ア 一般に、1歳児にあつては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられること。

よって、認可の申請時点では、1歳児の定員の全てを「ほふくをする子ども」として算定すること。

イ 一般に、0歳児にあっても、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられること。なお、認可の申請時点において、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもの実数が把握できない場合は、0歳児の定員の3分の1以上を「ほふくをする子ども」として算定すること。

ウ 指導監督を行う場合における面積基準の取扱い

設置後の指導監督を行う場合においては、指導監督を行う時点において、当該家庭的保育事業所等で保育する0歳児及び1歳児のうち、ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡、ほふくをする子ども1人につき3.3㎡が確保されるよう、指導監督を行うことに留意すること。

第9 屋外遊戯場について

屋外遊戯場に係る審査基準については、次のとおりとする。

1 家庭的保育事業所等の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を利用できる場合については、次のとおり取扱うこと。

(1) 土地の確保が困難であり、家庭的保育事業所等と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な場合に、必要な保育の提供体制を確保する観点からやむを得ず認めるものであること。

(2) 屋外遊戯場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであること。

ア 当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること

イ 保育所からの距離が日常的に使用できる程度（乳幼児同伴で徒歩10分程度）で、移動に当たって安全が確保されていること。従って、移動時の幼児の安全性が確保できる場合に限り、必ずしも保育所と隣接する必要はないこと。

ウ 当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権原を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

エ ウの場合において、当該所有権を有する者及び当該公園、広場、寺社境内等の維持管理を行う者の指示等に従って利用すること。

- 2 屋上を屋外遊戯場として利用する場合にあっては、「第7 建物の構造及び設備について」5に掲げる基準を満たす必要があること。

第10 職員について

職員に係る審査基準については、次のとおりとする。

- 1 職員配置基準における定数上の保育従事者数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育従事者を確保することが原則であり、望ましい。ただし、事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により利用乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合は、短時間勤務の保育従事者を充てても差し支えないものとする。なお、具体的な基準は次のとおりとする。

- (1) 常勤の保育従事者とは、1日6時間以上かつ1ヶ月20日以上勤務する職員をいうこと。従って、短時間勤務の保育従事者とは、1日6時間未満又は1ヶ月20日未満の保育従事者をいうこと。

- (2) 職員配置基準上の定数の一部に短時間勤務の保育従事者を充てる場合は、次の基準を満たす必要があること。

ア 常勤の保育従事者が各組や各グループに1名以上（職員配置基準上の定数が2名以上の場合は、2名以上）配置されていること。

イ 常勤の保育従事者に代えて短時間勤務の保育従事者を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

- (3) (2) の基準のほか、次の点に留意すること。

ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、保育従事者の職務の重要性及び条例第9条に基づく職員の知識及び技能の向上等に係る努力義務にかんがみ、勤務形態にかかわらず各種研修への参加機会の確保等に努めること。

イ 労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育従事者が生ずることのないよう留意すること。

- 2 調理員を1人以上配置すること（ただし、調理業務の全部を委託または搬入施設から食事を搬入する場合を除く。）。配置する調理員は常勤勤務が望ましい。また、調理員のうち1人以上は、栄養士免許を有する者とするよう努めること。

- 3 条例に定める嘱託医は、小児科医または内科医及び歯科医とする。また、嘱託医との雇用契約は、書面にて行うこと。

第 1 1 食事の提供について

食事の提供に係る審査基準については、次のとおりとする。

- 1 条例第 1 5 条第 1 項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 2 4 日付け衛食第 8 5 号別添厚生省生活衛生局長通知）の例により調理し、調理のための衛生管理マニュアルが作成されていること。
- 2 家庭的保育事業所等の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、当該職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、利用乳幼児の処遇の確保につながるように十分配慮し、当該調理業務を第三者に委託することを認めること。この場合における具体的な基準は、「保育所における調理業務の委託について」（平成 1 0 年 2 月 1 8 日付け児発第 8 6 号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところに準ずること。
- 3 条例第 1 5 条第 2 項に規定する利用乳幼児に食事を提供するときの献立は、適切なエネルギー及び栄養素の量の目標（給与栄養目標量）を設定し作成すること。
- 4 条例第 1 5 条第 3 項に規定する利用乳幼児の身体的状況を考慮したものとして、食事の提供におけるアレルギーへの対応を定めたマニュアルが作成されていること。
- 5 条例第 1 5 条第 5 項に規定する食を営む力の育成を図るため、保育所保育指針の内容を踏まえた食育の計画が作成されていること。
- 6 調理室・調理設備等は、保育室やトイレとの間に間隔を設ける対策を務めること等、安全性や衛生面で問題ないこと。

第 1 2 家庭的保育事業所等内部の規程について

家庭的保育事業所等内部の規程に係る審査基準については、次のとおりとする。

- 1 条例第 1 8 条の家庭的保育事業所等内部の規程は、園則、運営規程として規定すること。なお、同条により定めることとされている事項について、全部又は一部について別途規定している場合は、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りること。
- 2 条例第 1 8 条第 2 号に規定する提供する保育の内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ家庭的保育事業等の特性に留意して、提供する保育のほか、障がい児の受入れ体制等その事業の提供する保育についても積極的に記すこと。

- 3 条例第18条第5号に規定する保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額は、君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第43条の規定を踏まえ、適切に記すこと。
- 4 条例第18条第6号に規定する乳児、幼児の区分ごとの利用定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号のうち、乳児又は満3歳未満の幼児それぞれに利用定員を記すこと。
- 5 条例第18条第8号に規定する緊急時等における対応方法は、緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。
- 6 条例第18条第9号に規定する非常災害対策は、火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。

第13 衛生管理等並びに利用乳幼児及び職員の健康診断について

衛生管理等並びに利用乳幼児及び職員の健康診断に係る審査基準については、次のとおりとする。

- 1 条例第14条第1項に規定する飲用に供する水（調乳に使用する水を含む。）は、上水道又は簡易水道とすること。なお、これらの給水方式は、直結給水方式が望ましいこと。
- 2 条例第17条第4項に規定する利用乳幼児の食事を調理する者については、毎月1回の検便を実施しなければならないこと。なお、食事を調理する者には、調乳する者を含むものとする。
- 3 2に規定する者のほか、家庭的保育事業所等の管理者及び乳児の保育を担当する保育従事者についても、毎月1回の検便を実施しなければならないこと。
- 4 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理若しくは調乳業務に従事させること。
- 5 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため、仰向け寝やブレスチェック等の対策をすること。また、健康観察記録を作成すること。

第14 苦情への対応について

苦情への対応に係る審査基準については、次のとおりとする。

- 1 条例第21条第1項に規定する苦情への対応について、次のとおり必要な措置を講じること。
 - （1）家庭的保育事業所等の管理者（施設長）が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決めること。

- (2) 家庭的保育事業所等内における苦情解決のための手続を明確にすること。
 - (3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の利用者、保護者等及び当該家庭的保育事業所等の職員等に対して周知すること。
- 2 苦情への対応に当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号)」による「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」を参考にすること。
- 3 定期的に福祉サービス第三者評価の実施に努めること。

附 則

- 1 この審査基準は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までに限り、第1中「児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)第6条による改正後の児童福祉法」とする。

附 則

この審査基準は、令和4年8月29日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和6年5月31日から施行する。